

平成28年度第2回全国健康保険協会京都支部評議会 議事録

- 開催日時 : 平成28年10月26日(水) 14:00~16:00
開催場所 : 第8長谷ビル 8F貸し会議室「E」
出席評議員 : 片田議長、大杉評議員、中村評議員、橋元評議員、増井評議員、宮地評議員、宮本評議員
(※五十音順)
事務局 : 矢田支部長、山上企画総務部長、坂口業務部長、近藤グループ長、溝渕グループ長、内田グループ長、寺岡グループ長、佐井グループ長補佐、木村グループ長補佐
議題 : 1. 議長選出について
2. 平成29年度保険料率について
3. 健康事業所宣言について

議事概要

1 開会

事務局より開会の宣言。

2 支部長あいさつ

矢田支部長から挨拶。

3 議事

1. 議長選出について

【事務局】

10月に評議員の改選がありましたので、全国健康保険協会評議会規定第5条に基づき、議長を選出する必要があります。

自薦・他薦は問いませんが、ご意見はございますか。

特にご意見が無いようですので、事務局から提案いたします。

事務局からは、平成24年より4年間に渡り議長に就いていただいております、片田様を推薦させていただきます。

片田様は、京都市左京区長をご退職後、京都府国民健康保険団体連合会の副理事長をされており、健康保険に関する高いご見識をお持ちであります。

また、この4年間、議長として円滑な議事運営を行っていただいた実績

からも、適任であると考えますが、いかがでしょうか。

【評議員】（全体）

異議なし。

【評議員】《議長》

議長を務めさせていただくことになりました片田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

評議員の皆様におかれましては、これまで同様、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

初めに、評議会規定第5条2項に規定されている議長代理を指名させていただきます。

前期に引き続き宮本様にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【評議員】（学識経験者）

ご指名いただきました宮本です。微力ではございますが、全力で任にあたりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【評議員】《議長》

では、議題2に移らせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

2. 平成29年度保険料率について

【事務局】

資料2及び3、参考資料1～3に基づき、5年収支見通し等の今後の財政動向、平成29年度保険料率に関する論点等について説明。

【評議員】《議長》

事務局より、平成29年度保険料率について、収支見通し等の説明と3つの論点の提示がありました。

事務局の説明にもありましたように、今回の評議会の皆様からいただく各論点についての意見は、事務局で取りまとめのうえ、本部へ報告し、運営委員会に提出されることとなります。

まず初めに、論点1「29年度平均保険料率」についてご意見を申し上げます。

【評議員】（加入者代表）

毎年、5年間の収支見通しを基礎に料率を議論していますが、過去に示されていた収支見通しがどの程度正確であったかについて疑問を持っています。過去に示されていた収支見通しを検証する必要があると思いますし、試算結果と実際の数字にズレが生じるのであれば、単年度収支均衡を重視して料率を決定すべきだと思います。

【評議員】（事業主代表）

私も同じ意見ですが、付け加えさせていただくと、論点の中に今後の医療費の伸びをどのように考えるかとありますが、医療費の伸びを我々に予想しろというのは無理があると思います。高額新薬に関しては国も対策を検討していると認識しています。協会が安定的運営を重視することは理解できますが、この資料自体が、料率維持（下げない）ありきで作られており、フラットな資料ではないと感じます。

また、国庫補助率について、協会が保険料率を下げた場合の国庫補助率を厚労省がどう考えているのかということ、はっきりとオープンにさせるべきではないかと思います。

【評議員】（加入者代表）

高額新薬の影響で医療費が増加しているとのことですが、逆に、薬の使用によって患者さんが治癒し、将来的に見込まれていた医療費が不要になることによる医療費削減の効果はないのでしょうか。

【事務局】

C型肝炎新薬のソバルディとハーボニーは治癒率が非常に高いと聞いております。

保険適用となったのが平成27年度であり、まだ治癒による削減額が見えませんが、ご指摘の効果はあるものと考えられます。

【評議員】（加入者代表）

当社では、医療関係の自動機を製造していますが、調剤の手作業を機械で自動化する話を受けたことがあります。こういった試みが、人件費の削減となって、将来の医療費抑制につながることもあっていいのではないのでしょうか。

また、近年を見ると、賃金は徐々に上がってきており、今後、急に悪化することはないと思いますし、さらに上昇する可能性もあるわけですから、悲観的な見通しによって必要以上に準備金をため込むのではなく、単年度毎に料率を見直していけば良いと思います。

【評議員】（学識経験者）

毎年感じていることですが、5年先の収支状況を先読みすることは困難だと思います。

「医療費が年々増加する中で、賃金は伸びていないから赤字構造が拡大している」という前提では、悲観的な議論にしかかなりようがありません。長期的に安定した運営を行う必要性は理解できますが、昨年も同様の前提で10%維持とした結果が法定額の2倍近い準備金残高なのであり、収支見通し等のシミュレーション方法について再検討すべきではないかと感じます。

【評議員】《議長》

一つ確認ですが、法定準備金の額を超えて準備金残高が積み上がる場合の国庫補助減額の仕組みは、料率を下げた場合でも、減額される金額は10%を維持したものと計算されるということですか。

【事務局】

法定準備金を超えて準備金が積み上がる場合、新たに積み上がる分の16.4%が翌年度の国庫補助から減額されることとなりますが、この新たに積み上がる額は、料率を下げた場合であっても、10%を据え置いたものとして計算されることとなります。

【評議員】（加入者代表）

それを聞くと、現在の国庫補助の仕組みは、料率を下げないことを前提にしたものだと思いますが、このまま10%を維持した結果、準備金が過剰に積み上がった場合にも、国庫補助率引下げの話が出る可能性があるように思います。それなら、毎年度、単年度収支が均衡する保険料率を採用して、準備金残高を安定させた方が良くはないかと思います。不確実な5年先の見通しに基づくものよりも保険料率決定の理由も明確であるため、加入者の理解も得やすいと思います。

【評議員】（事業主代表）

資料の協会けんぽの保険財政の傾向を見ると、近年も赤字構造が続いている中で、準備金残高は増加していますが、これは何故でしょうか。被保険者数増加の影響もあるのでしょうか。

【事務局】

協会発足以降、徐々に保険料率を上げてきていることや被保険者数の増加による保険料収入増加の影響等が考えられます。

【評議員】（事業主代表）

パートタイマー等への保険適用拡大の影響は、どのように見込んでいますか。

【事務局】

被保険者数が約5万人増加、被扶養者数が約4万人減少する見込みであり、協会けんぽ全体で年間約50億円のプラス効果があると見込んでいます。

【評議員】（事業主代表）

その影響も収支見通しの試算に含まれているのですか。

【事務局】

これも織り込んで計算しています。

【評議員】（事業主代表）

10%が負担の限界とされていますが、限界の水準を続けていくことには、疑問を感じます。限界から少しでも引き下げて欲しいというのが事業主・加入者の本音だと思います。

また、この10%が果たして適正な水準であるのかということについて、今後の社会保障制度、医療制度の在り方や消費税の動向等のマクロ的な視点も入れて考えるべきだと思います。

【評議員】《議長》

協会けんぽの支出の約4割が高齢者医療への拠出金であり、今後、高齢者の医療費はさらに増加していくものと見込まれます。高齢者医療制度について、国庫負担の増加や高齢者の自己負担の在り方等を、国として検討する必要があるのではないのでしょうか。

【事務局】

手元の資料で言いますと、社会保障給付費は、2016年の国の予算ベースで、年金・医療・福祉の総額で118.3兆円です。これは国民所得の30.65%になります。2010年の総額105.2兆円、国民所得の29.83%から、それぞれ上昇しています。

また、後期高齢者の支援金については、全保険者合計の数字になりますが、新しくこの制度が始まった平成20年度から25年度までの6年間で約1.35倍になっています。

最後に、後期高齢者の医療費でございますが、2014年が14.5兆円、2015年が15.2兆円となっております、年々増加しております。

【評議員】（加入者代表）

先日のブロック評議会の中で、本部の方から10%維持ありきと受け取れるような発言があったことには、正直愕然としました。議論する前から結果が決まっているのなら非常に問題ですし、柔軟な議論をすべきだと思います。

【評議員】（事業主代表）

昨年の料率議論の過程で、厚労省の担当の方から料率を下げることに付いて足枷となるような発言があったと記憶しています。国の考えは、保険料率を下げさせないということなのかもしれませんが、評議会での議論を無駄なものにせず、評議会の仕事・役割を果たすためにも、保険料率を引き下げるといふこちらの意見を強く伝え続けていかなければならないと感じています。

【評議員】《議長》

他になれば、続いて論点2「激変緩和措置」についてご意見をお願いします。

【評議員】（加入者代表）

資料では、料率が最も高いのが佐賀支部とのことですが、高い支部は毎年高いのでしょうか。

【事務局】

年度によって順番に変動はありますが、高い支部と低い支部の顔ぶれは、決まってきている状況です。

【評議員】（加入者代表）

料率が高い支部は、医療費削減に向けた努力が不十分だから高いままなののでしょうか。それとも、努力をしても高いのでしょうか。

【事務局】

医療費削減の取り組みは全支部で行っており、保険料率の高い支部の取り組みが、必ずしも不十分であるとは言えません。

支部ごとの医療費は、医療機関の数やその分布等の諸条件にも影響されると考えられます。

【評議員】（加入者代表）

それなら、一定期間の激変緩和措置があっても良いと思います。

【評議員】《議長》

昨年の京都支部評議会の意見は、毎年1.4/10ずつ引き上げて、期限までに解消するということでしたが、今年も同様の意見でよろしいでしょうか。

【評議員】（全体）

異議なし。

【評議員】《議長》

続いて、論点3の「変更時期」についてですが、4月以外にすべきという意見はございますか。

特にないようですので、変更時期は平成29年4月納付分からでよろしいでしょうか。

【評議員】（全体）

異議なし。

【事務局】

最後になりましたが、本日ご欠席の小崎評議員から事前にご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

「経営者の立場から言うと、地方経済はいまだ厳しく、先行き不透明な状況にあり、社会保険料の事業主負担というのは非常に負担が大きい。保険料率をこれ以上上げないことはもちろんだが、引下げが可能であるのなら是非下げていただきたい。」というご意見をいただいております。こちらでも本部に報告いたします。

【評議会】《議長》

事務局は、本日いただいた意見を取りまとめて本部へ報告をお願いいたします。なお、報告内容は、次回の評議会で報告してください。

続いて、議題3に移ります。事務局から説明をお願いします。

3. 健康事業所宣言について

【事務局】

資料4に基づき、京都支部健康宣言事業「京から取り組む健康事業所宣言」の内容、地元金融機関との業務連携による宣言事業所への金利優遇サ

ービスの提供等について説明。

【評議員】《議長》

事務局より、健康事業所宣言について説明がありました。これに関して、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【評議員】（事業主代表）

金融機関との業務連携についてですが、他の金融機関にも拡大していく予定はありますか。

【事務局】

現在、協議中の金融機関が1カ所あります。さらに拡大していくかは、利用実績等を見て検討します。

【評議員】（事業主代表）

事業主にとって、金融というのは関心の高いものであると思います。健康経営への入り口として良いアイデアなので、積極的に進めていただきたいと思います。

【評議員】《議長》

本日の議題は、すべてが終了いたしましたので、以上をもちまして、平成28年度第2回評議会を閉会します。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

最後に、事務局より連絡事項をお願いします。

【事務局】

11月15日に実施予定の健康保険委員表彰式について、表彰対象者3名（厚生労働大臣表彰1名、支部長表彰2名）を報告。

以上